

# あなたは大丈夫？

罰金が科せられたり、  
在留資格を取り消されたりすることがあります。



2012年7月に施行された「改定入管法」には、新たにたくさんの罰則が定められました。日本カトリック難民移住移動者委員会では、日本政府に対し、政策の根本的な見直しを求めています。このリーフレットでは、中長期在留者であるあなたが、法違反となり罰則を受けることを防ぐための、サバイバル情報を紹介します。

## 7 家を出て、街を歩くとき

- ・ 16歳以上の外国人は、在留カードをいつも持ち歩くことが義務づけられています。必ず身につけましょう。
- ・ 入管の職員や警察官から在留カードの提示を求められたら、提示しなければなりません。
- ・ ただし、相手の人の身分、氏名を確認しましょう。私たちが相手の職員証を見せてもらえます。



## 8 もしも非正規滞在になったら

- ・ 非正規滞在になっても、事情によって、「在留特別許可」により、在留資格が得られる場合もあります。支援団体や弁護士などの専門家に相談しましょう。
- ・ 妊娠や子どもの出産、子どもの就学などの行政サービスは、非正規滞在であっても利用が可能です。困ったことがあったら、支援団体などに相談しましょう。



## 9 永住申請で安定した在留資格を！

- ・ 犯罪歴がなく、生活が安定していれば在留10年で永住を申請できます。日本人または永住者の配偶者は3年で申請できます。



発行：2015年3月

### 日本カトリック難民移住移動者委員会

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 日本カトリック会館内  
Tel: 03-5632-4441 Fax: 03-5632-7920 E-mail: jcarm@cbej.catholic.jp  
(協力：移住労働者と連帯する全国ネットワーク・入管法対策会議)

## 1 在留カードを受け取ったら、14日以内に住所の届け出を！

- ・ 日本に入国して在留カードを受け取ったら、住む予定の市区町村に、14日以内に住所の届出が必要です。在留カードがあとで交付される人は、まずはパスポートをもって市区町村に住所を届け出てください。
- ・ 家族と同居する場合は、家族の関係を証明する書類を持っていきましょう（そうでないと、住民票に、夫、妻、子ではなく、同居人、縁故者などと記載されてしまいます）。
- ・ 短期滞在などの人が在留資格の変更や、在留期間の更新によって在留カードを受け取った場合、その日から14日以内に、住んでいる市区町村に、在留カードをもって住所の届出が必要です。

## 2 外国人登録証明書から在留カードへの切替は大丈夫？

- ・ 在留カードへの切替をまだしていない場合は、下の表を参考に、遅れないように切替をしてください。

在留資格	年齢16歳	切替をする最終日
永住者	16歳以上	2015年7月8日までに
	16歳未満	2015年7月8日か16歳の誕生日のいずれか早い日までに
永住者以外の 中長期在留者	16歳以上	在留期間満了日までに
	16歳未満	在留期間満了日か16歳の誕生日のいずれか早い日までに